

令和2年第12回（12月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和2年12月9日(水)
開会 9時55分 閉会 10時52分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館2階研修室1・2

3. 出席委員

委員の定数 14名

出席委員数 14名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

賀部 正直	井上 幸子
奥家 信弘	高原 孝幸
菊 啓治	山本 学美
山本 幸雄	奥田 健一
高橋 初美	若山 清敏
太田 克弘	重吉 信之
横川 信友	堤 久英

欠席委員の氏名

—

農地利用最適化推進委員2名出席(定数2名) 井上 福美 堤 實

4. 付議事項

議案

- ・議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請書について
- ・議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第26号 農地の賃借料情報の公表について
- ・議案第27号 吉富町農用地利用集積計画の承認について

報告事項

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 中家 立雄

6. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆さんおはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。なお、軍神事務局長は、本日、議会が行われており、欠席いたしておりますので、私が進行をさせていただきます。</p> <p>はじめに、本日の議案ですが、あらかじめ通知をしていた議案から追加がございます。追加議案は利用権についてです。12月からの開始ということで提出されておりますので、皆さまのご承認を得て、本日の議案に追加させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、利用権について、本日の議案に追加をさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今より令和2年第12回(12月)総会を開催いたします。</p> <p>本日は、全委員出席しておりますので、推進委員を含め、16名での開催となります。</p> <p>開会に先立ちまして、賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
賀部会長	<p>あらためまして、委員の皆さんおはようございます。</p> <p>それでは、ただいまから令和2年第12回(12月)の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には高橋初美委員、太田克弘委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第23号の「農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程します。今回は、2件の申請です。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1ページをご覧ください。(P1議案朗読)</p> <p>売買による農地の所有権移転を行うための許可申請が2件ございます。</p> <p>2ページをご覧ください。1件目は、</p> <p>申請農地：吉富町大字直江〇〇番〇 畑 511㎡ ほか8筆 譲渡人：東京都八王子市□□□〇〇〇〇番地〇 N. S 譲受人：行橋市大字□□〇〇〇番地〇 E. J</p> <p>(P2からP8、P10からP16説明)</p> <p>この申請は、18ページの農地法不許可の要件7項目のいずれにも該当いたしません。</p>

	<p>2件目は、 申請農地：吉富町大字幸子〇〇〇番〇 田 743 m² 譲渡人：吉富町大字幸子〇〇〇番地〇 F. M 譲受人：吉富町大字別府〇〇番地〇 W. M (P 2・3、P 9・17説明)</p> <p>この申請は、19ページの農地法不許可の要件7項目のいずれにも該当いたしません。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第23号、申請番号1番について、地元、高原委員の代理として、まず、太田委員は、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
太田委員	<p>所有者は東京に住んでおり、こちらには帰らないため今回の申請に至ったということです。あとは事務局が説明したとおりで、補足はありません。</p>
賀部会長	<p>次に、菊委員、お願いします。</p>
菊委員	<p>太田委員が言われたとおり、所有者は東京にいて管理できないということなので特に問題はありません。</p>
賀部会長	<p>続きまして、申請番号2番について、地元委員の重吉委員は、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
重吉委員	<p>今回の申請では、地番が元の農地の地番から変わっています。法律上、問題ないようですが、農地は変わらないのに地番が変わると、管理の面で混乱するのではないかと。</p>
事務局	<p>法律上の問題はありますが、委員がおっしゃるように、農地が変わらないのであれば同じ地番であった方がわかりやすいかと思しますので、事前に同様の相談があった場合は、窓口で申請者と協議するなどの対応を検討します。</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第23号について承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>

賀部会長	<p>それでは、議案第 2 3 号について承認することとします。 続きまして、議案第 2 4 号の「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書について」を上程します。今回は、1 件の申請です。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 0 ページをご覧ください。（P 2 0 議案朗読） 2 1 ページをご覧ください。 申請農地：吉富町大字□□○○○番○ 田 面積 278 m² 申請者：吉富町大字□□○○○-○ (有)△△△△ 転用目的：会社用の倉庫、駐車場・資材置場 この申請につきましては、すでに駐車場として 5 条の転用申請が提出されていましたが、倉庫と資材置場が併設され、かつ地目変更がされていなかったことから、今回、事後にはなりますが、改めて転用申請が提出されたという経緯です。 （その他議案書 P 2 1 から P 2 7 説明） 農地区分については第 3 種農地であります。 以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第 2 4 号について、地元委員の菊委員は、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
菊委員	<p>この土地については、既に倉庫が建っており、事後になるため特に補足はありません。</p>
賀部会長	<p>菊委員及び事務局から説明並びに報告がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>
賀部会長	<p>議案第 2 4 号について承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第 2 4 号について承認することとします。 続きまして、議案第 2 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書について」を上程します。今回は、1 件の申請です。</p>

事務局	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>28ページをご覧ください。（P28議案朗読） 29ページをご覧ください。 申請農地：吉富町大字□□○○○番○ 田 面積 396 m² 譲渡人：吉富町大字□□○○○-○ F. M 譲受人：吉富町大字□□○○○-○ W. K 転用目的：一般住宅、 （その他議案書P29からP36説明） 農地区分については第1種農地ではありますが、集落に接続しており、代替地の検討もなされております。 以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第25号について、地元委員の重吉委員から申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
重吉委員	<p>特に問題はありません。排水については、現在の落ち口を宅地の排水として使用し、田の排水については、西側水路の北側（水口は南側にあり）に新設するとのことで、水利に関しても問題はありません。</p>
賀部会長	<p>重吉委員及び事務局から説明並びに報告がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>
賀部会長	<p>ございませんようでしたら、議案第25号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第25号について承認することとします。続きまして、議案第26号「農地の賃借料情報の公表について」を上程いたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>37ページをご覧ください。（P37朗読） これは、農地法52条の規定により、農地の賃借の情報を提供するため、本年1月から先月11月までに締</p>

	<p>結された利用権における賃借料水準を公表するもので、役場前掲示板への公告と、広報1月号及びホームページへの掲載を予定しています。</p> <p>38ページが公告文で、令和2年の利用集積計画における賃借料について、10アール当たり実績を示しています。</p> <p>掲載内容については、現金と物納に分け、平均、最高、最低での表示、件数については、賃借権と使用賃借権でそれぞれ掲載しています。合計で120件263筆、内数として、現金賃借権が4%、物納賃借権が11%、使用賃借権が85%となっています。</p> <p>39ページは参考資料で、1番上に、現在設定されている全ての利用権の賃貸借を集計し、以下4年分を載せています。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお祈いします。</p>
賀部会長	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
賀部会長	<p>議案第26号について承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第26号については承認することとし、本日付けで公告するとともに、広報1月号及び町のホームページにも掲載することとします。</p> <p>続きまして、議案第27号「吉富町農用地利用集積計画の承認について」です。</p> <p>今回、12月15日から開始する利用計画の提出が1件ありましたので、ご審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>40ページをご覧ください。(P40朗読)</p> <p>42ページをご覧ください。</p> <p>表で表しているとおり、今回12月15日から開始する利用権設定の件数は、新規1件で628㎡となっています。</p> <p>内容につきましては、43ページの一覧表をご覧ください。</p> <p>以上、よろしくご審議願います。</p>
賀部会長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。</p>

	<p>農業委員会法では、法第31条に「議事参与の制限」があり、「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない」とあります。</p> <p>この議案につきましても、Y.Y委員の利用権設定となりますので、Y.Y委員とY.M委員のお二人は退席をお願いします。</p> <p>委員退席</p> <p>ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	(質疑なし)
賀部会長	<p>それでは、Y.Y委員の利用権設定につきまして、ご異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なし)
賀部会長	<p>それでは、Y.Y委員の利用権設定につきまして、承認することとします。委員の入室をお願いします。</p> <p>委員入室</p>
事務局	<p>続きまして、報告事項があります。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>44ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。今回の3条申請に伴う利用権の合意解約が2件あります。</p> <p>1件目は、 鈴熊〇〇〇番 田 1,783 m² 貸し手は東京都八王子市のN. Sさん、借り手は鈴熊のO. Hさんです。</p> <p>平成26年6月から10年間の契約でした。</p> <p>貸し手、Nさんの都合による解約で、合意解約成立の日は、令和2年11月10日です。</p> <p>続きまして、2件目、 幸子〇〇〇番〇 田 396 m² 幸子〇〇〇番〇 田 743 m² 貸し手は幸子のF. Mさん、借り手は別府のW. Mさんです。令和2年6月から6年間の契約でした。</p>

	<p>借り手、Wさんの都合による解約で、合意解約成立の日は、令和2年11月24日です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
賀部会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>(質疑等なし)</p>
賀部会長	<p>次に「情報交換」となっていますが、何かご質疑や情報交換いただくような案件をお持ちのかたございましたらお願いします。</p> <p>事務局はありませんか。</p>
S委員	<p>申請における農業委員の同意署名・押印について、役場に25日までに提出しなければならないということで、当日に来て「署名・押印を」というような状況だった。1～2日、じっくり検討するような猶予期間がほしいと思った。</p>
T委員	<p>書類が揃っていなくても来る人もおれば、“書類を全部見てください”という人もいる。基本的には、「転用の書類一式を揃えたら押す」というような形をとる必要がある。同意するのは農業委員であり、役場事務局は、書類一式が整っていれば申請を受け付ける。“用紙に印鑑だけをください”という形で、印鑑を押すか押さないかは、本人の農業委員としての自覚次第だと思う。</p>
W委員	<p>当日に持って来て、“これで印鑑をください”となったときに、農業委員としては“ちょっと待ってください”とはなかなか言えない。事前に、役場に書類を取り来た段階で、事務局から“2～3日前までに農業委員に相談に行ってください”というような話をすべきではないかと思う。</p>
K委員	<p>農業委員になりたての頃、署名の用紙だけを持ってこられた人がいた。ほかの書類が全くなかったので返した。最近も、内容がよくわからないものがあつた。期限の問題もあるが、申請の内容についても疑問があれば、いったん時間をおくことも必要だと思う。先方の都合もあると思うが、内容によっては、簡単に同意できないということもあるかと思う。</p>
S委員	<p>ミスが起こると、後になってなかなか訂正がきかない。だから、じっくり時間をかけて中身を精査するというような時間は、どうしても必要だろうと思う。</p>

事務局	<p>全く電話や窓口での事前相談がなく、いきなり申請書が提出されるというケースはほとんどないので、事前の相談段階で、「農業委員会でも、先日の総会で、今後は厳しくチェックしていこう」という話になった。書類を整えて委員の皆さんが十分にチェックできるだけの時間が取れるように、前もって持って行くこと」というようなことは窓口でも言っていきたいと思います。</p>
賀部会長	<p>ほかに委員の皆さんから何かありますか。事務局からはありますか。</p>
事務局	<p>その他として、事務局からご連絡いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布物（活動用消耗品）の説明 ・委員報酬について <p>事務局からは以上です。</p>
賀部会長	<p>本日の議事はすべて終了しました、次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>年間計画どおり1月8日（金）10：00からの開催を提案します。会場は、フォーユー会館2階研修室です。よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
賀部会長	<p>それでは、次回は1月8日（金）10：00からとします。 これをもちまして、令和2年第12回（12月）総会を閉会します。皆さま、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">10時52分 閉会</p>